

公益財団法人アイセロ財団 奨学金規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人アイセロ財団（以下、「当財団」という。）定款第4条に規定する奨学生の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（奨学生の資格）

1. 当財団が奨学生を給付する者は、品行方正、成績優秀でありながら経済的理由によって修学が困難な学生で以下の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 愛知県内の児童養護施設等の入所者で大学等への進学者及び進学予定者
 - (2) 愛知県内の児童養護施設等に過去入所していた者で大学等への進学者及び進学予定者
2. 前号の児童養護施設等とは、児童養護施設、児童養護心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親をいう。
3. 本条第1号の大学等とは、大学院、大学、高等専門学校（高等専門学校4年次以上及び高等専門学校専攻科に限る）、短期大学、専修学校及び高等学校専攻科をいう。
4. 当財団から学資の給付を受ける者を奨学生と称し、給付する学資を奨学生と称する。

第3条（給付等）

1. 奨学生は、奨学生が進学する大学等の授業料、施設負担金及びその他大学等の成業に必要な費用に充当することを目的として給付する。
2. 奨学生給付総額の上限を理事会が決定し、各奨学生の給付額詳細については、理事長が決定する。
3. 奨学生は、第7条第及び第10条に規定する場合を除き、返還を要しない。
4. 奨学生の給付は、決定した給付額を、奨学生本人名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。

第4条（給付期間）

奨学生の給付期間は、奨学生として採用した日が属する年の4月からその者が在学する大学等の最短履修年数の終期が属する月までを最長給付期間とする。ただし、奨学生

が奨学生の給付を継続して受けるためには、毎年、当財団が指定する書類を提出しなければならないものとする。

第2章 奨学生の採用及び奨学生の給付

第5条 (奨学生の申請手続き)

1. 奨学生受給を志願する者は、以下の書類を、入所中の児童養護施設等又は在籍する学校長を通じて、申込みを行うものとする。
 - (1) 奨学生申請書
 - (2) 当財団が指定するテーマを題材とする作文
 - (3) 児童養護施設等の責任者(施設長、自立援助ホーム及びファミリーホーム管理者、里親)の推薦書
 - (4) 資金計画書
2. 奨学生受給を志願する者は、当財団が指定する奨学生受給の申込みをもって、この規程に同意したものとする。

第6条 (採用)

1. 奨学生候補者の採用は、奨学生受給希望者から提出された書類を選考委員が審査し、必要に応じて面談を行い、その採否を決定する。理事長は、その採否を在籍する学校長又は児童養護施設等を経由し又は直接本人に通知する。
2. 奨学生候補者に採用された者は、前項の通知を受けた日から所定の期日までに以下の書類を当財団に提出するものとし、当財団がかかる書類を確認した段階で奨学生候補者が奨学生となるものとする。
 - (1) 当財団が指定する内容の誓約書
 - (2) 進学先の合格証明書若しくは在学証明書
 - (3) 振込依頼書
 - (4) その他当財団が指定する書類
3. 特別の理由なく所定の期日までに書類が提出されない場合、当財団は採用を取り消すことができる。

第7条 (採用の取り消し)

奨学生候補者または奨学生が第17条第1項第1号及び第2号に該当すると認められた場合、当財団は採用を取り消すものとし、当該奨学生は給付を受けた奨学生を直ちに返還しなければならない。

第8条 (奨学生給付の休止、停止及び打ち切り)

1. 理事長は、奨学生が休学した場合、もしくは3ヵ月以上欠席した場合、または次項の(1)～(10)に該当する可能性が認められる場合、次回の奨学金の給付を休止または停止することができる。なお、本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付を行わないこと、「打ち切り」とは奨学金の給付を受ける権利を取り消し、以後の奨学金給付を行わないことをいう。
2. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、理事長は、理事長が必要と判断したときは選考委員会の決議を経た上で、奨学金の打ち切りを決定することができる。
 - (1) 第11条、第12条に定めた届出の履行を怠った場合
 - (2) 第17条第1項第1号及び第2号に該当すると認められた場合
 - (3) 各届出、報告、申請内容を偽装した場合
 - (4) 奨学金を支給目的に沿わない使途に使用した場合
 - (5) 進級しなかった場合
 - (6) 学業成績または素行が不良になった場合
 - (7) 奨学金を必要としない理由が生じた場合
 - (8) 疾病、不慮の事故、災難などのために成業の見込みがなくなった場合
 - (9) 第2条に規定する奨学生としての資格がなかったと判明した場合
 - (10) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

第9条（奨学金給付の再開）

第8条第1項の規定により奨学金の給付を休止または停止された者が、休止または停止されるに至った理由が改善され、給付の再開を願い出たときは、理事長は奨学金の給付を再開することができる。

第10条（奨学金の返還請求）

1. 第8条第2項の規定により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。
2. 既に奨学金の給付を満了した奨学生について第8条第2項の事実が発覚した場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。

第3章 奨学生の義務

第11条（当財団が求める各種書類の提出）

1. 奨学生は、学業成績の発表の都度、速やかに学業成績表の写しを提出し、年度末には学業成績証明書を当財団に提出しなければならない。
2. 奨学生は、その他当財団が指定する書類を提出しなければならない。

第12条（異動の届出）

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学する場合
- (2) 停学その他の処分を受けた場合
- (3) 留年した場合
- (4) 病気、事故その他の理由により、欠席が3カ月以上にわたると見込まれた場合
- (5) 奨学生本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合
- (6) 奨学生が他の給付型奨学金の給付を受けることが決定した場合
- (7) 第8条第2項各号に該当する事由が生じた場合

第13条（死亡の届出）

奨学生が死亡した場合、児童養護施設等の責任者が直ちにその旨を届け出なければならない。

第14条（奨学金受給の辞退）

奨学生は、奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができる。

第15条（奨学金の返納）

奨学生は、交付された奨学金の一部または全部を当財団にいつでも返納することができる。

第16条（指導への対応）

当財団は、奨学生の自立心の向上を目的として、学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うことができる。奨学生は、当財団の指導に真摯に対応しなければならない。

第4章 反社会的勢力の排除

第17条（反社会的勢力の排除）

以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

第5章 補則

第18条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会において行う。

第19条（細則）

この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

附則

この規程の一部改定は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この規程の一部改定は、令和6年10月1日から施行する。